

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題のみならず、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追いつめられて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会との繋がりの減少や生きていても役に立てないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまうという過程とみることができます。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にある等、着実に成果を挙げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっている等、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

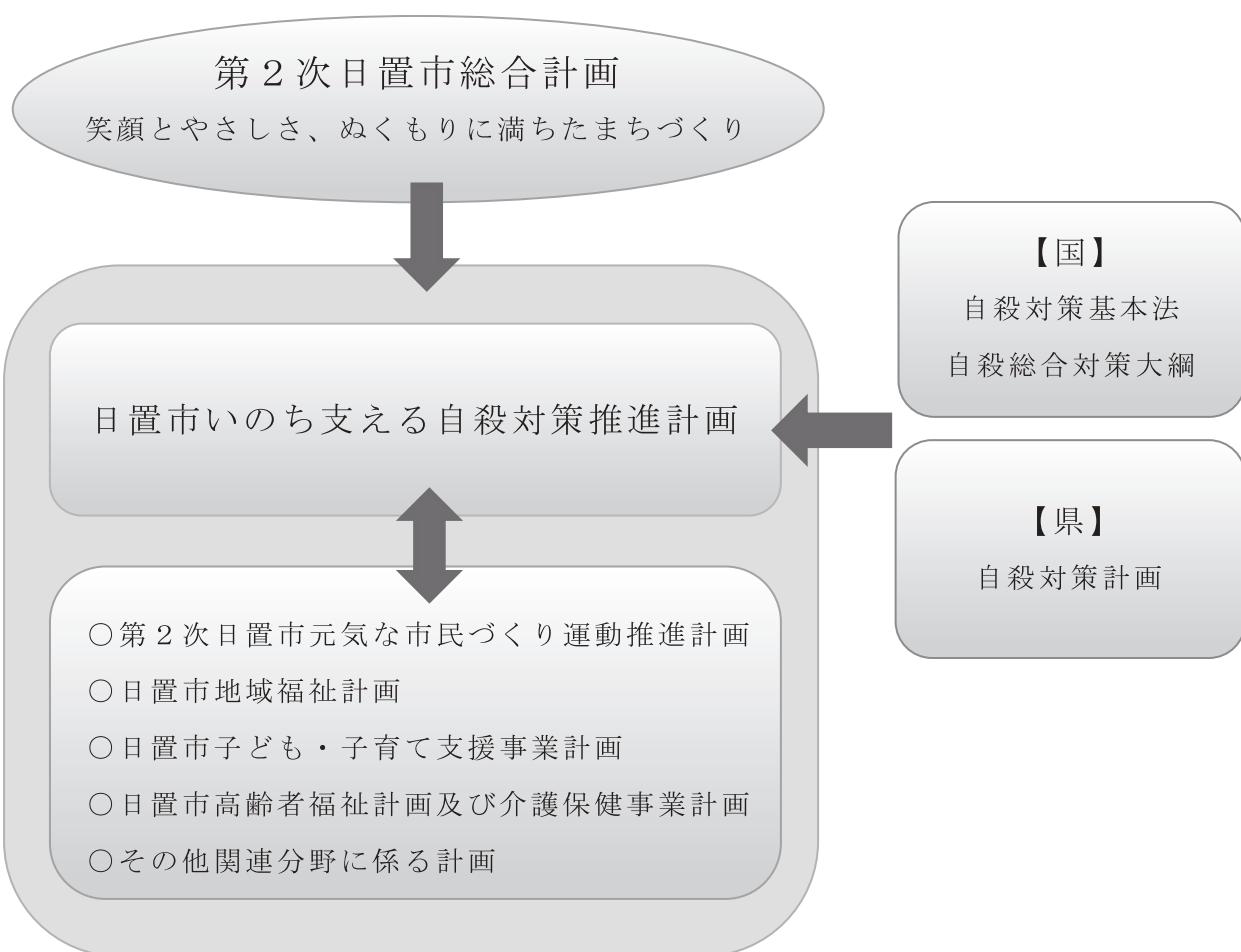
こうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

日置市でも、今年度「市町村自殺対策計画（日置市いのち支える自殺対策推進計画）」を策定し、全事業の中から「生きる支援」に関連する既存の事業を最大限活かす形で、全庁的な取組として「生きることの包括的な支援（＝自殺対策）」を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、日置市の最上位計画である「第 2 次日置市総合計画」の 6 つの基本目標の 1 つである「笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり」の具体的方針として位置付けていくとともに、様々な分野の関連する計画との関係を図っていきます。



3 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に初めて制定された後、平成 20 年 10 月の一部改正、平成 24 年 8 月の全体的な見直しを経て、平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成 29 年 7 月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」等を新規追加した新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね 5 年に一度を目安に改定が行われてきています。

本計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえ、2019 年度（平成 31 年度）から 2023 年度までの 5 年間とします。

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023
日置市					計画 策定	日置市いのち支える自殺対策推進計画 (2019～2023)			
国		自殺総合対策大綱 (H24. 8～)			自殺総合対策大綱 (H29. 7～)				

4 計画の数値目標

計画策定の趣旨のとおり、最終的に目指す目標は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。この実現に向けた施策を進める上で、具体的な数値目標を定めるとともに、取り組みによる成果を併せて検証する必要があります。

日置市の自殺者数は、平成 24 年から平成 28 年にかけて年間平均で 8 人の方が亡くなっていることから、計画期間の最終年度となる 2023 年度までに、年間自殺者数を 0 人することを目標とします。

第2章　日置市の自殺をめぐる現状

1　日置市における5つのポイント

市の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」、並びに自殺総合対策推進センターが自治体毎の自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」等を基に分析を行いました。

また、第2次日置市「元気な市民づくり運動」推進計画の策定にあたり実施した健康実態調査の心の健康に関する調査結果や命ふれあい体験教室のアンケート結果からも分析を行いました。

これらの分析結果から見えてきた日置市の自殺を巡る現状をまとめた5つのポイントが以下のとおりです。

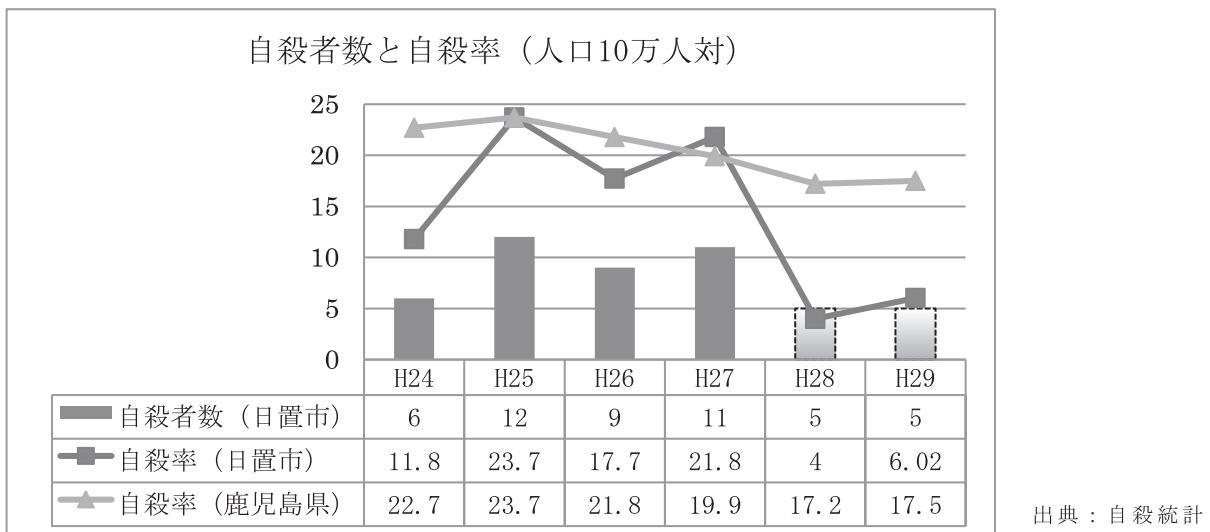
- 1 高齢者の自殺者数割合が多い
- 2 若年者の自殺死亡率が全国より高い
- 3 若い年代の無職者の割合が多い
- 4 市民の約1割が自殺を考えたことがある
- 5 市民の約6割が継続したストレスを感じている

2　統計データから見る日置市の自殺の現状

(1) 本市の自殺者数は近年低下傾向であり、人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺率（以下「自殺率」という。）は鹿児島県よりも低くなっています。

平成24年度～29年度の間に自殺で亡くなった人の人数は43人。

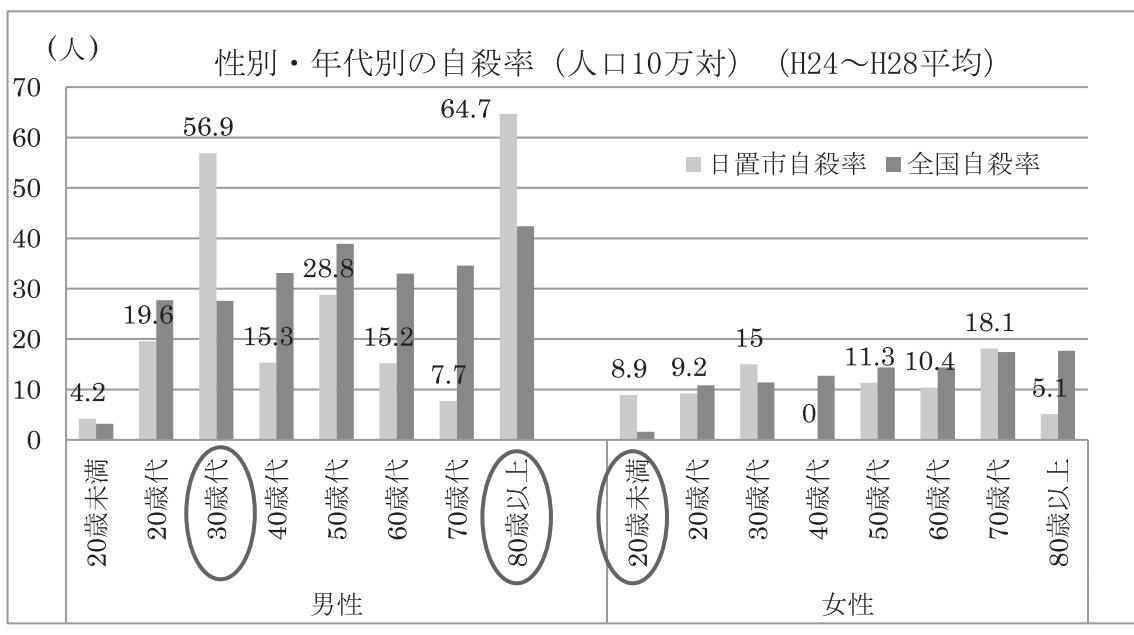
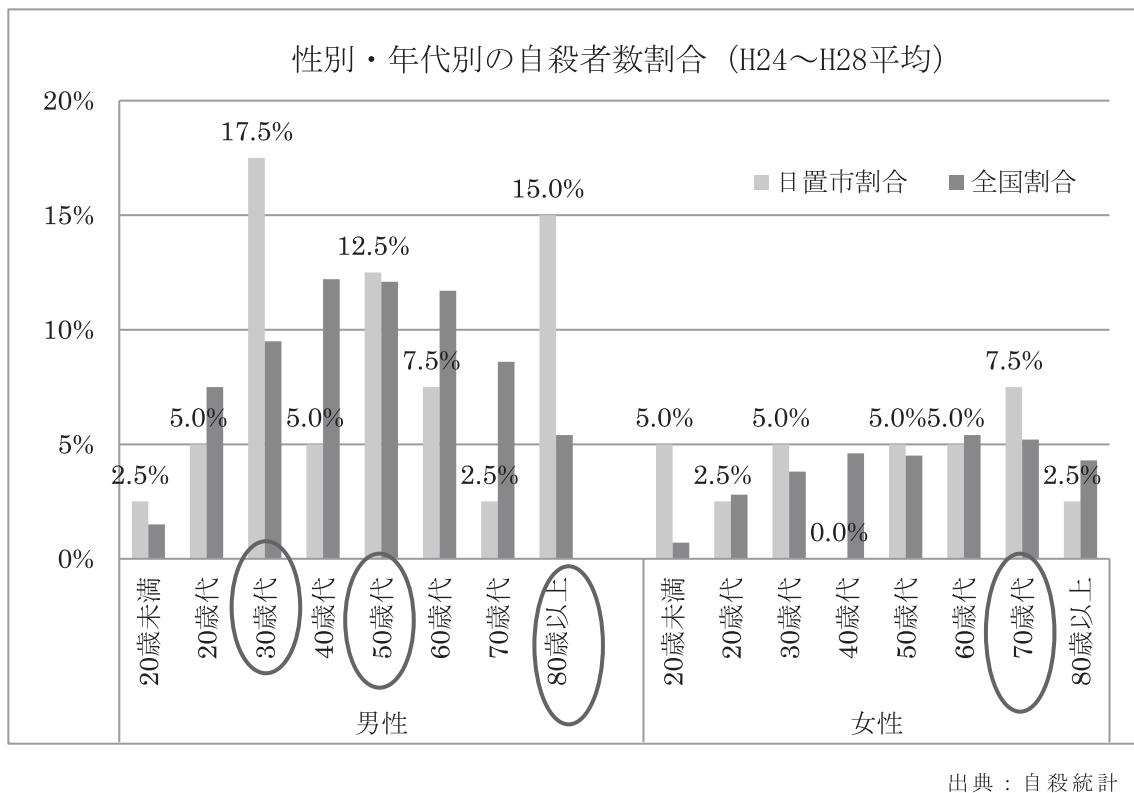
平成28年度・29年度は過去に比べて少数になっています（5人以下）。



※H28・29年度の自殺者数は5人以下で公表不可のため5人で表示しています。

(2) 本市の自殺者数は男性の割合が高く、年代的には働き盛り世代・高齢者が高い傾向にあります。自殺率を全国と比較すると若者世代が高い傾向にあります。

自殺者数割合を男女別に見ると、男性7割、女性3割であり、男性では働き盛り世代の30歳代・50歳代や80歳以上、女性では70歳代の割合が高くなっています。また、自殺率で見ると、特に男性30歳代・80歳以上、女性20歳未満が全国より高くなっています。



(3) 支援が優先されるべき対照群

平成 24～28 年の 5 年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態往路ファイル」により、市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位 5 区分が示されました。

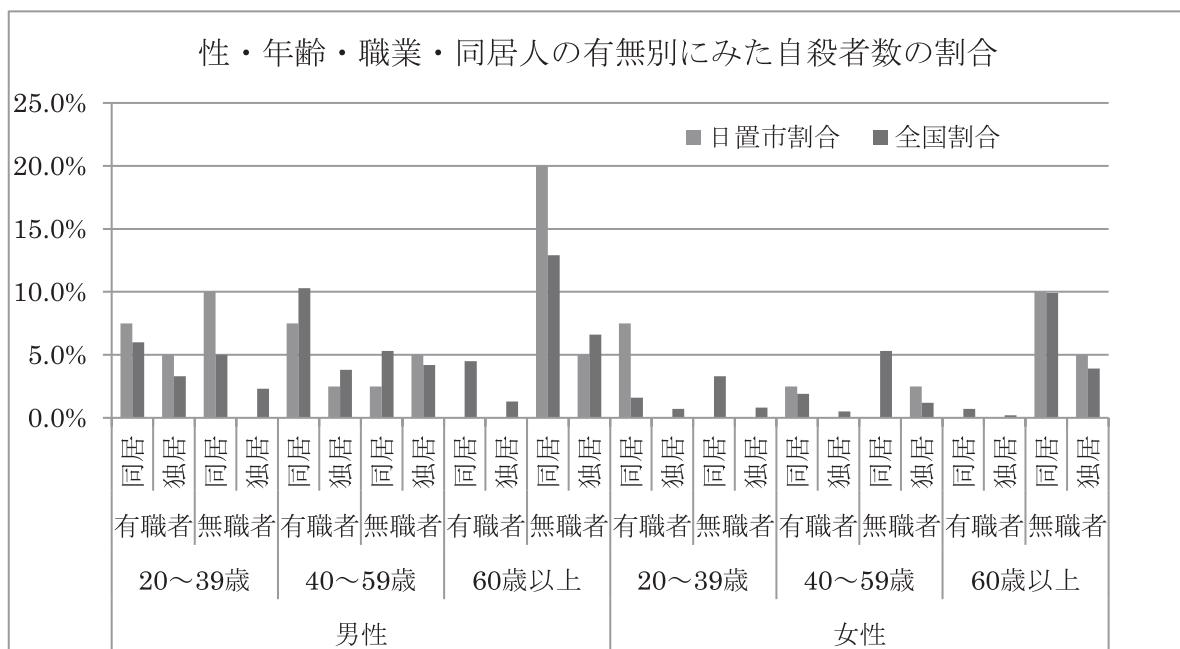
○日置市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H24～28 合計））

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位：男性 60 歳以上 無職・同居	8	20.0%	37.1	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2 位：男性 20～39 歳 無職・同居	4	10.0%	136.3	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ／②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3 位：女性 60 歳以上 無職・同居	4	10.0%	13.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位：女性 20～39 歳 有職・同居	3	7.5%	24.6	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
5 位：男性 20～39 歳 有職・同居	3	7.5%	20.7	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

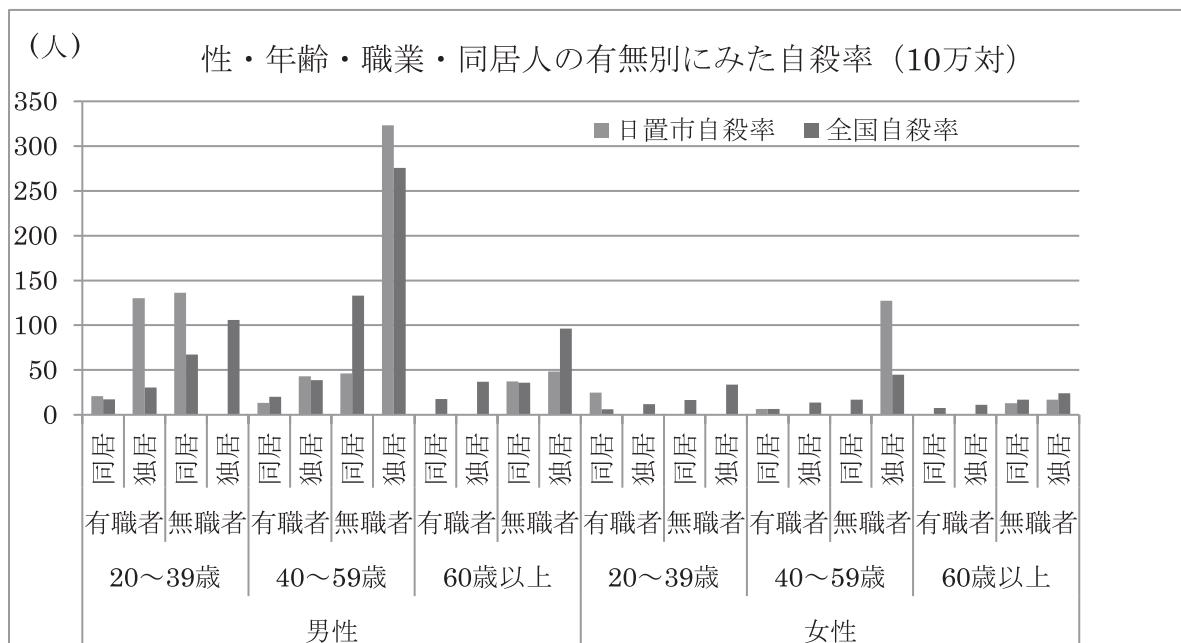
順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とします。

*自殺率は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。

**「背景にある主な自殺の危機経路：図 1 参照」は自殺実態白書 2013（ライフレンク）を参考にしています。



出典：自殺統計



出典：自殺統計

図1：「背景にある主な自殺の危機経路」

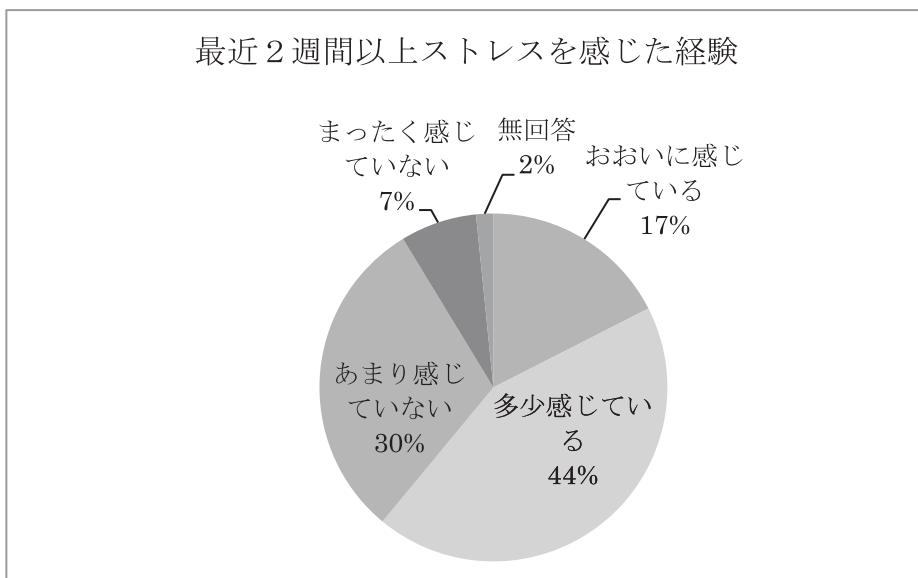


出典：自殺実態白書 2013

3 健康実態調査の結果

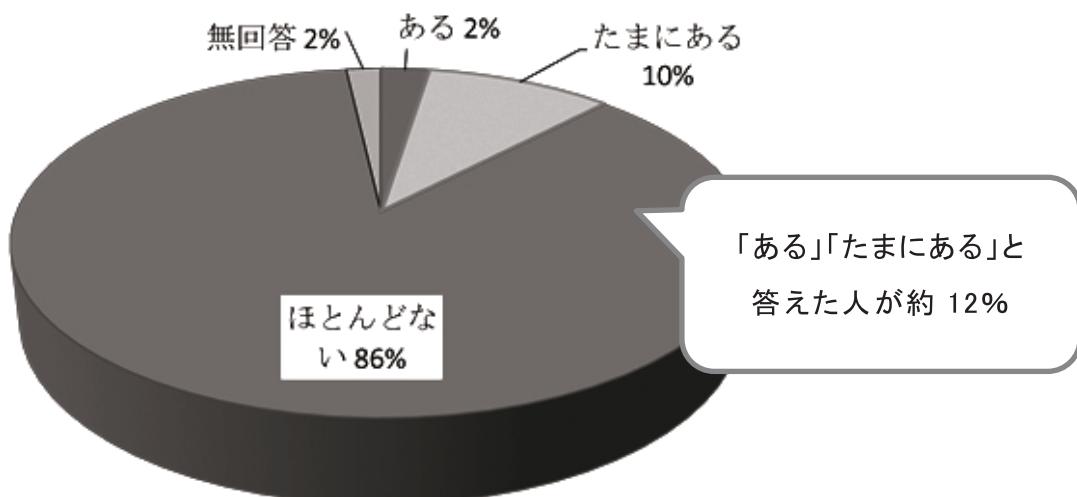
(1) 約 6 割の人は最近 2 週間以上ストレスを感じている

最近、2週間以上にわたってストレスを「大いに感じている」「多少感じている」と答えた人が約 6 割を占めています。



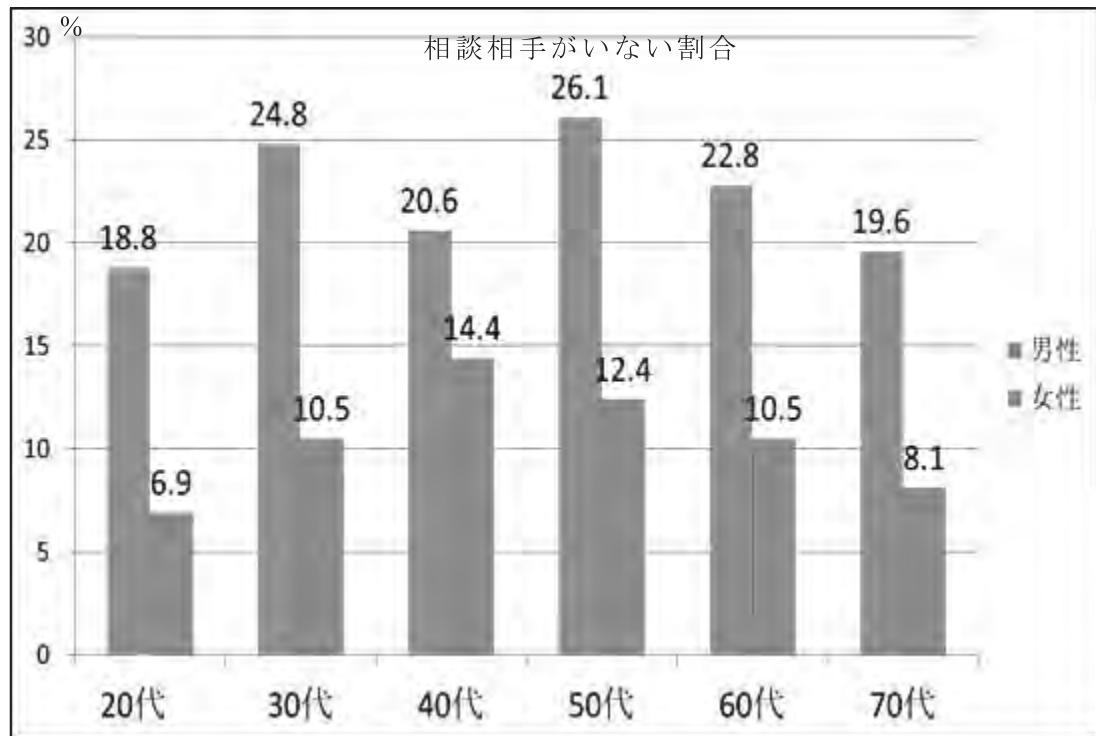
(2) 自殺を考えたことのある人が約 1 割

自殺を考えたことのある人は、「ある」「たまにある」と答えた人が合わせて 12.2% でした。8 ~ 9 人に一人が自殺を考えたことがあるということになります。男女別では大きな差は見られませんでした。



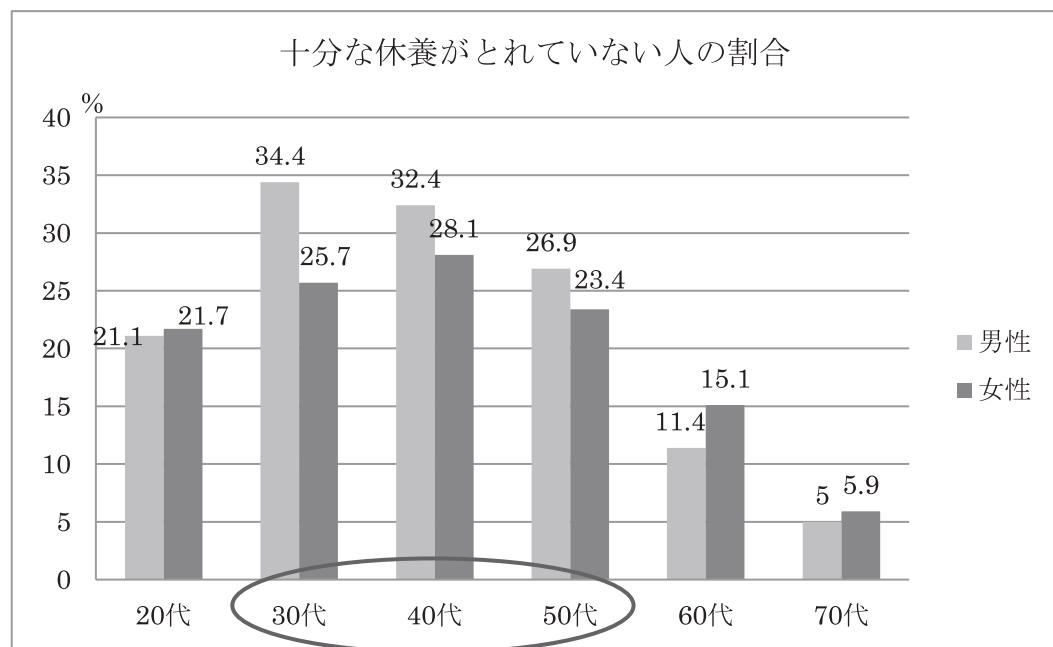
(3) 悩みや困ったことを相談できる相手がいない割合は男性の方が多い

男性はどの年代も相談できる相手がいない割合は約2割でした。女性は働き盛り世代の40代50代が他の年齢に比べると、相談相手がいない割合が高くなっています。



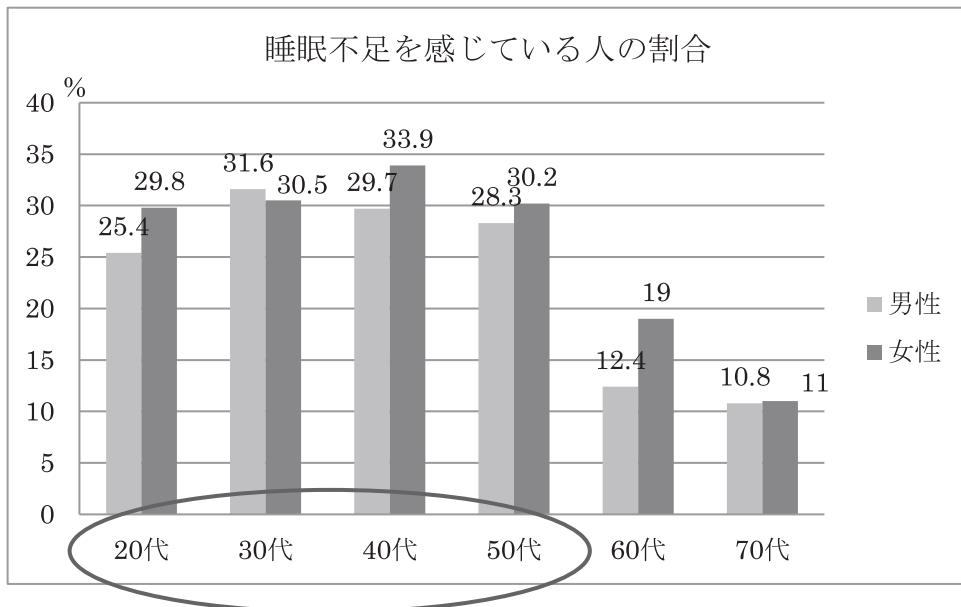
(4) 働き盛り世代・子育て世代が休養が十分にとれていない割合が多い

普段、「休養がとれていない」「休養が十分とれないうちに次の週に入っている」と答えた方は、男性女性ともに30代から50代で高い割合となっています。



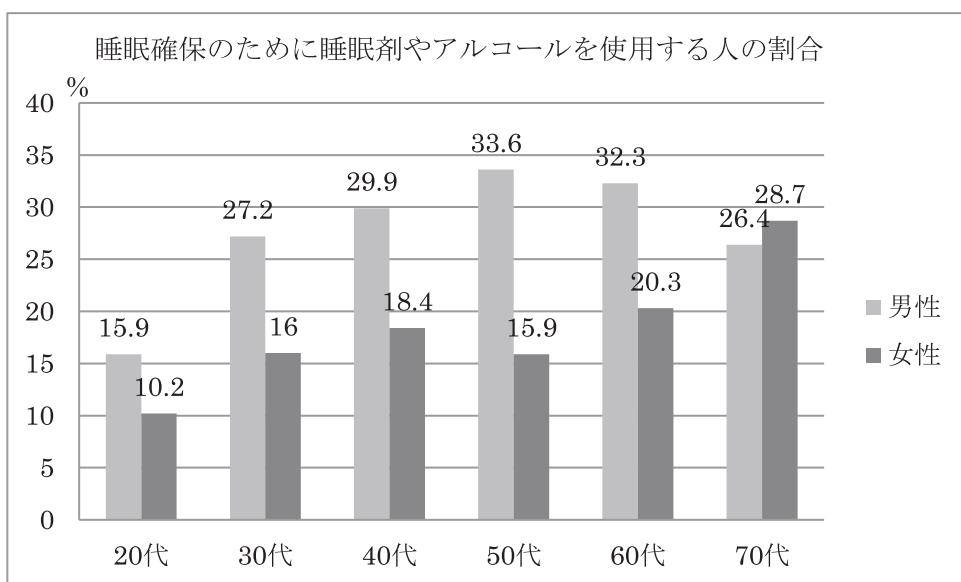
(5) 睡眠不足を感じている人は男性女性ともに20代～50代で多い

睡眠が「不足している」「やや不足している」と答えた人の割合は、男女ともに20代～50代で高く、約3割の方が睡眠不足を感じています。



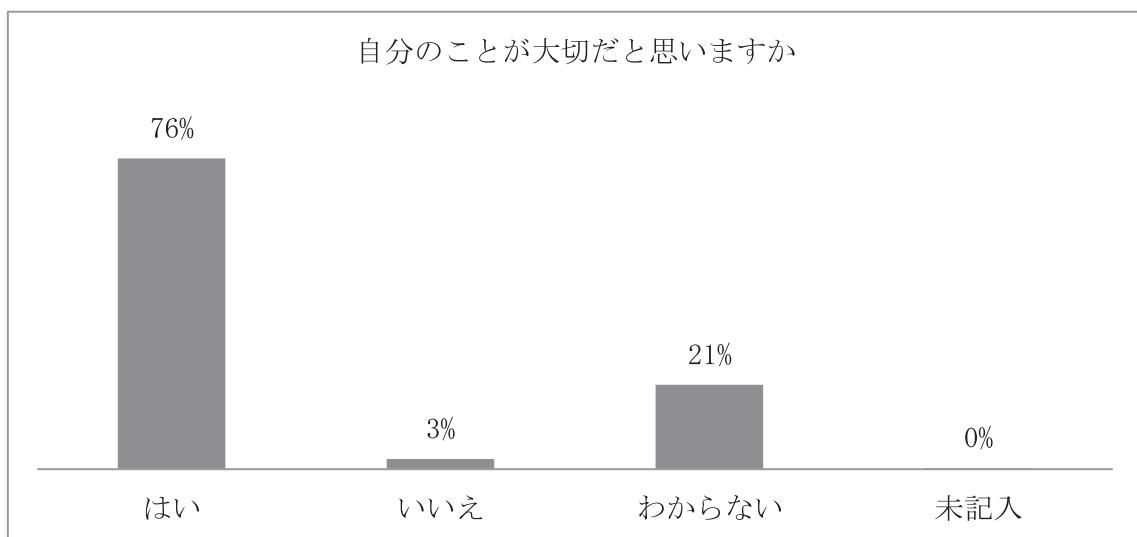
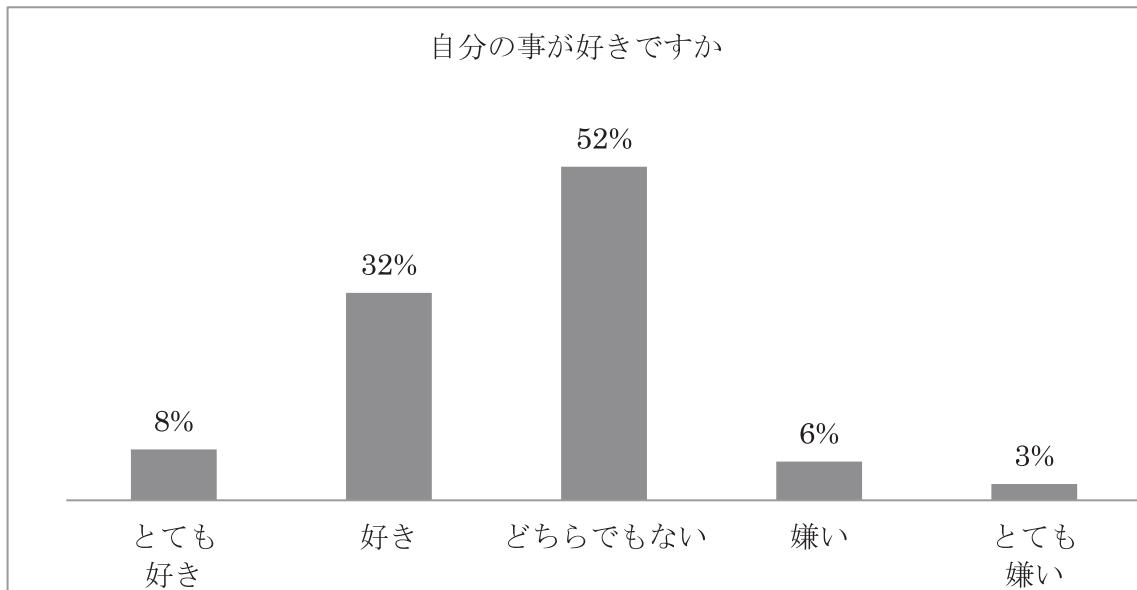
(6) 睡眠確保のために睡眠剤やアルコールを使用する人は男性で多く見られる

睡眠を確保するために睡眠剤やアルコールを「常に使う」は8.1%、「時々使う」が15.2%と、睡眠のためになんらかの手段を講じる人は2割以上見られます。男性が女性に比べ睡眠のためになんらかの手段を講じている割合が高く、年代別にみると男性は50～60代、女性は70代が他の年代に比べて睡眠のためになんらかの手段を講じている人が多くなっています。



4 命ふれあい体験教室のアンケート結果

中学2年生を対象に行っている命ふれあい体験教室の教室終了後のアンケートにおいて、「自分のことが好きですか」という問い合わせに対し、「嫌い」「とても嫌い」と答えた生徒が9%、また「自分のことが大切ですか」という問い合わせに対し、「いいえ」と答えた生徒が3%、「わからない」と答えた生徒が21%見られます。



第3章 いのち支える自殺対策の基本方針

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、市では次の5項目を自殺対策における基本方針として、本計画の推進を図ります。

- 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する
- 2 関連機関の施策との有機的連携による総合的な取り組みを推進する
- 3 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策を効果的に連動させる
- 4 自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪で推進する
- 5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きる」ことの促進要因（自殺に対する保護要因）より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺のリスクが高まるときとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方法で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取り組みだけではなく、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

自殺のリスクが高まるとき

生きることの促進要因

- △将来の夢
- △家族や友人との信頼関係
- △やりがいのある仕事や趣味
- △経済的な安定
- △問題対処能力
- △信仰
- △社会や地域に対する信頼感
- △楽しかった過去の思い出
- △自己肯定感など

生きることの阻害要因

- ▼将来への不安や絶望
- ▼失業や不安定雇用
- ▼過重労働
- ▼借金や貧困
- ▼家族や周囲からの虐待、いじめ
- ▼病気、介護疲れ
- ▼社会や地域に対する不信感
- ▼孤独
- ▼役割喪失感など

NPO法人ライフリンク作成

2 関連機関の施策との有機的連携による総合的な取り組みを推進する

自殺は、経済や生活の問題、健康の問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるように、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。そのためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

特に、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮自立支援制度等、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉などに関する各種施策との連動性を高めることにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

3 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行う「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画などの枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながりうる、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取り組みを強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における正しい知識の啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の3つの段階があり、それぞれの段階に対応した施策が必要です。

さらには、「事前対応よりもさらに前段階での取り組み」として、学校において命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めるべきかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときに助けを求めて良いということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進していくことが必要です。

三階層自殺対策運動モデル（TIS モデル）

(Three-Level Model of Interconnecting Suicide Countermeasures)

TISモデル

社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルの
有機的連携による、総合的な自殺対策の推進

3つのレベルの有機的連携

社会制度のレベル

法律、大纲、計画等の
枠組みの整備や修正

自殺対策基本法
いじめ防止対策推進法
生活困窮者自立支援法
労働基準法・労働安全衛生法
社会福祉法・介護保険法・精神保健福祉法
地域福祉ケアシステム・医療計画・地域福祉計画

地域連携のレベル

包括的支援を行うための
関係機関等による連携

「我が大事ごと」の取組との連携
生活困窮者自立支援制度との連携
未遂者支援のための医療地域連携
社会的孤立を防ぐための連携
医療機関・非正規雇用問題・長時間労働問題
家庭問題・自殺傾向・健常問題・重複・多様問題
人権障害問題（いじめ、偏見、差別）

対人支援のレベル

個々人の問題解決に
取り組む相談支援

職場の人間関係
仕事の悩み・非正規雇用
失業・倒産・負債
身体疾患・過労・生活苦
うつ状態・精神疾患
相談・介入
DV・性暴力・けがこもり
介護看病疲れ
子育ての悩み
家族の不和

4 自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪で推進する

今や自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題になっているにも関わらず、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくく現実があります。危機に陥った時には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、すべての市民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気付き、精神科等の専門家に繋ぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいくことが重要です。

5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない、居心地のよい日置市」を実現するためには、国、県、市、近隣市町、関係団体、民間団体、企業、市民の一人一人と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれが果たす役割を明確化し、その情報を共有しながら相互の連携、協働の体制を構築することが重要です。

第4章 いのち支える自殺対策への取り組み

市の自殺をめぐる現状を踏まえ、かつ自殺対策の基本指針に則り「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、5つの基本施策と3つの重点施策に沿って各事業に取り組んでいきます。

なお、基本施策及び重点施策に掲載されている事業は、いのち支える自殺対策に資する事業の一部を記載しています。その他の事業については、資料編の「いのち支える自殺対策事業一覧」に掲載しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」



1 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2 重点施策

- (1) 高齢者施策の強化
- (2) 無職者・失業者・生活困窮者対策
- (3) 子ども・若者施策の強化

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、経済問題、生活問題、家庭問題、健康問題等の様々な要因が複雑に関係しているものであり、それらの要因に適切に対応するためには、国、地方公共団体、関係団体、企業、市民等が連携、協動して自殺対策を総合的に推進していくことが必要です。

自殺対策が最大限その効果を發揮し「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、関係機関等と連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

① 庁内におけるネットワークの強化

【事業名】 事業内容	担当課
【日置市いのち支える自殺対策推進本部】 市の自殺対策の施策について、全庁的に総合的かつ効果的に推進するため、日置市いのち支える自殺対策推進本部を設置します。	健康保険課
【日置市いのち支える自殺対策庁内連絡会議】 庁内関係機関で構成する連絡会議を開催し、自殺に関する情報の共有と課題等について検討を行い、総合的な自殺対策の推進を図ります。	健康保険課

② 地域におけるネットワークの強化

【事業名】 事業内容	担当課
【日置市いのち支える自殺対策推進協議会】 行政や関係機関、民間団体等の代表者で構成する協議会を設置し、相互の密接な連携を確保し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。	健康保険課

<p>【日置市健康づくり推進協議会】</p> <p>関係機関や企業、市民代表等で構成する日置市健康づくり推進協議会において、自殺対策について情報を共有し、関係機関との連携強化に努めます。</p>	健康保険課
<p>【日置市自治会活動研修会、地区公民館長・支援員会】</p> <p>自殺対策の視点を加えた講演や話し合い活動、市からの情報提供の活用により、地域の課題として自殺対策に取り組みます。</p>	地域づくり課
<p>【子ども・子育て支援会議】</p> <p>子育て支援を行う関係者や団体同士が連携を深めていくことで地域の関係者が子どもたちからのSOSを受け止め、必要な支援を提供するための基盤整備を行います。</p>	福祉課
<p>【自立支援協議会】</p> <p>医療や福祉等の各種支援機関で構築されたネットワークを通じ自殺対策の推進を図ります。</p>	福祉課
<p>【地域ケア会議】</p> <p>多職種協働により高齢者が抱える個別的課題や地域課題の検討を行ない、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等の推進を図ります。</p>	介護保険課
<p>【いじめ防止対策連絡協議会】</p> <p>各校のいじめ防止への取り組みやいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめを主な原因とする自殺リスクの早期発見、早期対応、継続的な再発予防を図るとともに各関係機関との連携強化を図ります。</p>	学校教育課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人の早期の気付きと対応が重要であり、気付きのための人材育成を充実させる必要があります。

自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応や支援、連携を図ることでできるゲートキーパー（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る人）等の人材の養成を進めます。

① 様々な職種を対象とする研修

【事業名】 事業内容	担当課
【ゲートキーパー養成講座（市職員向）】 窓口における各種相談、訪問等の機会に自殺の危険を示すサインに早期に気付き、適切な対応、支援に繋げることができるよう、また、全庁的な取り組み意識を高めるため、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を開催します。	健康保険課 総務課
【ハラスメント研修（市職員向）】 ハラスメントに対しての理解を深め、働きやすい職場環境をつくることで、メンタル不調へ繋がるリスクの軽減を図ります。	総務課
【ゲートキーパー養成講座（関係団体向）】 看護師や介護支援専門員、保育士等を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、自殺のサインに気付き、適切な対応、支援に繋げる役割を担える人材を養成します。	健康保険課 福祉課 介護保険課

② 市民を対象とする研修

【事業名】 事業内容	担当課
【ゲートキーパー養成講座（一般市民向）】 日頃から地域住民の見守り活動等を行っている民生委員・児童委員、在宅福祉アドバイザーや健康づくり推進員等を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、地域で気付き、見守ることのできる人材を養成します。	健康保険課 福祉課

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」と言われていますが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因があり、理解されにくく現実があります。こうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発活動を推進します。

また、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、思いに寄り添い、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家に繋ぎ、見守っていくという自殺対策における一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を推進します。

① リーフレット・啓発グッズの作成と周知

【事業名】 事業内容	担当課
【チラシ・ポスター設置】 庁内窓口や地区公民館等にチラシ・ポスターを設置し、自殺予防に関することや相談機関等について周知します。	健康保険課 地域づくり課
【リーフレット配布（成人式）】 成人式において、新成人にリーフレットを配布し、自殺予防に関することや相談機関等について周知を図ります。	健康保険課 社会教育課
【リーフレット配布（命ふれあい体験教室）】 命ふれあい体験教室において、中学生にリーフレットを配布し自殺予防に関することや相談機関等について周知を図ります。	健康保険課 学校教育課
【街頭啓発活動】 自殺予防週間と自殺対策強化月間に合せて、街頭でリーフレットや啓発グッズを配布し、自殺予防に関することや相談機関等について周知を図ります。	健康保険課 福祉課
【図書館展示】 自殺予防週間や自殺対策強化月間に際して、情報提供の場として活用し、自殺予防や心の健康づくりに関する啓発を行います。	社会教育課

<p>【各種研修会・講習会】</p> <p>様々な研修会や講習会等において、自殺対策に関する情報を取り上げることで、自殺予防や心の健康づくりに関する啓発を行います。</p>	<p>健康保険課 福祉課 消防本部</p>
---	-------------------------------

② 市民向け講演会・イベント等の開催

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【こころの健康づくり講演会】</p> <p>こころの健康づくり講演会を開催し、自殺予防や心の健康づくりに関する啓発を行います。</p>	健康保険課 福祉課
<p>【日置市元気まつり】</p> <p>日置市元気まつりにおいて、自殺予防に関連するコーナーの設置、リーフレットの配布等、自殺予防や心の健康づくりに関する啓発を行います。</p>	健康保険課 介護保険課
<p>【こころの健康教育】</p> <p>健康教育や出前講座等の機会に、自殺予防や心の健康づくり・S O S の出し方に関する啓発を行います。</p>	健康保険課

③ メディアを活用した啓発活動

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【広報誌・ホームページ掲載】</p> <p>自殺予防週間と自殺対策強化月間に合せて、市の広報誌やホームページを通じて、自殺予防に関することや相談機関等について周知を図ります。</p>	健康保険課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うこととされています。「生きることの促進要因」への観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、残された人への支援に関する対策を推進していきます。

① 居場所づくり

地域にある居場所活動等について把握し、居場所づくりや生きがいづくり活動を支援します。

【事業名】 事業内容	担当課
【一般介護予防事業】 高齢者の居場所、活躍できる場所づくりを目指した住民主体の介護予防事業「筋ちゃん広場」や健康教室等を実施し、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。	介護保険課 健康保険課
【ふれあい・いきいきサロン助成事業】 【高齢者クラブ連合会助成事業】 高齢者が地域で気軽に集まれる場・生き生きと活動できる場として「ふれあい・いきいきサロン」や高齢者クラブの支援をします。	福祉課
【女性総合支援推進事業】 日置市女性センター銀天街でイベントや講座、相談会を開催し、様々な人が集まり、学び、語り合える場を提供します。	企画課

② ハイリスク者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには一般医療機関、精神科医療機関救急医療機関における身体・精神的治療とともに地域に戻った後も、専門的ケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。関係機関が有機的な連携体系を構築し、継続的な医療支援や相談機関へ繋ぐためのネットワークの構築を図ります。

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【防犯に関する業務】</p> <p>行方不明者が自殺に繋がる可能性もあるため、行方不明者の早期発見に努めます。警察等から行方不明者の連絡があった場合、防災行政無線でお知らせを行います。</p>	総務課
<p>【日置市配偶者暴力相談支援センター事業】</p> <p>配偶者暴力相談支援センターと連携し、配偶者等からの暴力により自殺リスクのある被害者の保護を図ります。</p>	福祉課 企画課
<p>【社会福祉調査員活動事業】</p> <p>民生委員・児童委員による地域の相談・支援等を実施し、地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談機関に繋げます。</p>	福祉課
<p>【総合相談事業】</p> <p>本人や家族、地域等からの様々な相談を受け、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断します。また、適切な情報提供や関係機関への繋ぎ等を行います。</p>	介護保険課
<p>【G P ネットワーク事業】</p> <p>日置市医師会と連携し、精神科以外の医師から精神科医にうつ病等の患者を紹介するシステム「一般医・精神科医ネットワーク（G P ネット）」を活用し、自殺に繋がるようなうつ病患者を専門科医に繋げ適切な治療が行えるよう支援します。</p>	健康保険課
<p>【こころの相談会】</p> <p>自殺のリスクの高い対象者に対しこころの相談会を開催し、精神科医の相談を実施することで必要な治療、その他必要な支援（生活支援、家族支援など）に繋げ、対象者の自殺リスクの軽減を図ります。</p>	健康保険課 福祉課
<p>【こころのデイケア（精神障がい者等社会復帰学級）】</p> <p>当事者または家族同士が交流できる場を提供し、地域での繋がりを構築します。また、当事者の状況を定期的に把握する</p>	健康保険課

ことで症状悪化等の場合には対処策を講じる等の対応を推進します。	
【育児相談・産婦健診・新生児訪問】 産後うつチェックリストを実施し、リスクの高い方に対し必要な助言・指導を提供することで、リスクを軽減させるとともに、必要時、専門機関へと繋ぐ等の対応を推進します。	健康保険課
【自殺未遂者等サポート】 自殺未遂者の救急搬送時に、自殺未遂者等の家族や本人（希望者）に対し、相談窓口を掲載した啓発用カードを配付し、専門機関に繋げるきっかけとします。	消防本部
【ひきこもり支援】 ひきこもりの当事者及び家族支援を目的に相談対応し、専門機関へ繋ぐ等支援します。	健康保険課 福祉課 介護保険課

③ 自死遺族支援

自殺対策においては、事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続に関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

【事業名】 事業内容	担当課
【自死遺族支援事業：つむぎの会】 自死により亡くなられたご家族が、つらく悲しい気持ちを語り合い、支え合うことで生きる希望を取り戻していく事を目的とした集いを鹿児島県精神保健福祉センターで開催しています。対象者に情報提供等を行い支援していきます。	健康保険課
【自死遺族等サポート】 自死遺族等に対し、自死を経験したことにより受ける様々な影響を軽減するため、相談窓口を掲載した啓発用カードを配付し、専門機関に繋げるきっかけとします。	消防本部

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的支援」として「困難やストレスに直面した児童、生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられること」を目標として、SOSの出し方に関する教育を推進します。

【事業名】 事業内容	担当課
【SOSの出し方教育】 市内全中学校を対象に、困難やストレスに直面した生徒が信頼できる大人にSOSの声をあげることのできる方法を身につける指導を行います。	学校教育課 健康保険課
【教職員・学校関係者・保護者向けゲートキーパー研修】 SOSの受け皿として教職員・学校関係者・家庭の役割、関係機関への繋ぎ等について学ぶ機会として実施します。	学校教育課 健康保険課 社会教育課
【命ふれあい体験教室】 妊婦体験や赤ちゃんの抱っこ体験等を行い、生徒自身も大切に育てられたことを実感してもらい、自尊感情を高めます。 また、悩み等の相談窓口の紹介を行います。	学校教育課 健康保険課
【子どもの人権SOSミニレター】 人権擁護委員を通し、児童生徒に「子ども人権SOSミニレター」を配付することで、周囲に相談できない子どもの悩みごとを把握し、必要な支援に繋げます。	学校教育課 市民生活課

2 重点施策

(1) 高齢者施策の強化

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態からの孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。民間事業所や地域と連携し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康・医療・介護・地域等に関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課
【地域ケア会議】 多職種が協働することにより高齢者が抱える個別の課題や地域課題の検討を行ない、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等の推進を図ります。	介護保険課
【生活支援体制整備事業】 住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、ネットワークの構築、生活支援の担い手の養成や発掘、地域資源の開発等サービスの充足を図ります。	介護保険課

② 高齢者への啓発

うつ病を含め、心の健康や自殺に関する正しい知識や相談機関について普及します。

【事業名】 事業内容	担当課
【こころの健康教育】 心の健康について、いきいきサロンや高齢者クラブ・自治会の集会等の高齢者が集まる場で、自殺予防や心の健康づくり・SOSの出し方に関する啓発を行います。	健康保険課

③ 高齢者の自殺リスクの早期発見と早期支援

うつ病を含め、高齢者の自殺の原因として最も多い健康問題について、様々な機会を利用して早期発見し、早期に必要な支援に繋げます。

【事業名】 事業内容	担当課
【医療費適正化事業（健幸教室）】 70歳・75歳到達の保険証交付時に健幸教室を開催し、心の健康を含めた生活習慣等の聞き取りや血圧測定等を行い、健康問題の早期発見・早期支援に繋げます。	健康保険課
【総合相談事業】 高齢者本人や家族、地域等からの様々な相談を受け、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断し、適切な情報提供や関係機関へ繋ぐ等の支援を行います。	介護保険課
【こころの相談会】 精神科医の相談会を実施し、必要な治療やその他必要な支援（生活支援、家族支援等）に繋げます。	健康保険課

④ 高齢者の生きがいと役割を実感できる地域づくり

地域における高齢者が集える場や介護予防を兼ねた健康教室等を通じて、地域と繋がる機会を増やし、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを推進します。

【事業名】 事業内容	担当課
【ふれあい・いきいきサロン助成事業】 【高齢者クラブ連合会助成事業】 高齢者が地域で気軽に集まれる場・生き生きと活動できる場として「ふれあい・いきいきサロン」や高齢者クラブの支援をします。	福祉課
【一般介護予防事業】 介護予防に向けた自発的な取り組みが実施されるような地域を目指し、介護予防教室「筋ちゃん広場」や健康教室等を実	介護保険課

施するとともに、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。	
<p>【元気度アップ・ポイント事業】</p> <p>高齢者の健康づくり・社会参加活動等を実施する者に対してポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて地域商品券を配付することで高齢者の生きがいづくりに繋げます。</p>	介護保険課

⑤ 支援者への啓発

民生委員や在宅福祉アドバイザー等、高齢者の支援者に対しゲートキーパー養成講座を行います。

(2) 無職者・失業者・生活困窮者対策

失業・無職によって生活困窮状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や様々な障害・家族との人間関係・虐待・DV・ひきこもり・介護・多重債務等様々な問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えられます。そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を進めていきます。

① 生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修の開催

生活困窮者と関わる機会のある市職員や関係機関を対象にゲートキーパー養成講座を含め、お互いに連携できるネットワークづくりに繋がる研修会を開催します。

② 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

様々な背景で生活困窮を抱えたハイリスク者に対し、各課・関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を進めます。

【事業名】	担当課
<p>【消費者行政推進事業】</p> <p>消費生活相談をきっかけに、抱えている課題に対応し解決に向け、相談や専門家（弁護士等）への紹介を行います。</p>	商工観光課

【相談支援事業（基幹相談支援センター・虐待防止センター）】 障がい者等の福祉に関する相談等への各種支援を行います。	福祉課
【生活困窮者自立支援事業】 <ul style="list-style-type: none">・自立相談支援事業・就労準備支援事業・居住確保給付事業・子どもの学習支援事業 <p>あらゆることが原因で生活困窮の状態になった方に就労や生活習慣の改善等自立に向けた支援を行います。</p>	福祉課
【総合相談事業】 高齢者本人や家族、地域等からの様々な相談を受け、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断し、適切な情報提供や関係機関へ繋ぎます。	介護保険課
【債権の徴収及び滞納整理事務】 徴収困難案件について、債権担当課と連携しながら徴収困難となっている原因を特定し、真に財産等が無く徴収できないと判断した場合、生活困窮者自立支援制度の活用を案内します。	税務課
【日置市配偶者暴力相談支援センター事業】 配偶者暴力相談支援センターと連携し、配偶者等からの暴力により自殺リスクのある被害者の保護を図ります。	福祉課 企画課
【訪問指導】 生活困窮を抱える精神障がい者や、その家族の家庭訪問を行い、状態の観察や家族が抱える問題の相談に応じ、必要な機関に繋ぐ等対応します。	健康保険課

(3) 子ども・若者施策の強化

日置市においては、20歳未満の自殺率が全国を上回っており、子ども・若者対策として、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。抱える悩みは多様で、学校、地域、家庭が一体となった取り組みが必要であり、また10歳代後半からは未就労の若者が増加することから、若者の就労、生活支援に係る関係機関の支援も念頭に置くことも必要です。

① 「SOSの出し方教育」の推進

「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」「命や暮らしの危機に直面した時に、誰にどう助けを求めればよいか」等について学び、生涯をとおしてのスキルとして身に付ける取り組みとして、「SOSの出し方教育」を教育委員会等と連携し展開します。

【事業名】 事業内容	担当課
【生徒指導担当者会】 年2回の生徒指導担当者会を実施し、問題行動及びいじめ・不登校への対応を基に、自殺リスクのサインの早期発見・早期対応に繋げることにより自殺リスクの軽減を図ります。	学校教育課
【SOSの出し方教育】 市内全中学校を対象に、困難やストレスに直面した生徒が信頼できる大人にSOSの声をあげることのできる方法を身につける指導を行います。	学校教育課 健康保険課
【教職員・学校関係者・保護者向けゲートキーパー研修】 SOSの受け皿として教職員・学校関係者・家庭の役割、関係機関への繋ぎ等について学ぶ機会として実施します。	学校教育課 健康保険課 社会教育課
【命ふれあい体験事業】 妊娠体験や赤ちゃんの抱っこ体験等を行い、生徒自身も大切に育てられたことを実感してもらい、自尊感情を高めます。 また、悩み等の相談窓口の紹介を行います。	学校教育課 健康保険課

② 若年層が「相談しやすい」相談窓口の周知

インターネットやSNSの普及により、若者は対面による相談支援ではなく、検索によって情報を得たり、自身が困難な状況にある事を発信したりする場合があります。そのため、ICT等を活用した「相談しやすい」相談窓口等も必要です。

【事業名】 事業内容	担当課
【SNS・メールを活用した相談事業】 鹿児島県が展開している電子メール、LINE（ライン）を使用した相談窓口を紹介します。	健康保険課
【女性総合支援推進事業】 女性センターでの相談の機会を提供することで、デートDV等相談に対応し、自殺リスクの軽減に繋げます。	企画課
【スクールカウンセラー派遣事業】 市内小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の悩み等相談に応じ、自殺リスクの軽減に繋げます。	学校教育課
【家庭児童相談】 相談対象者や家庭との定期的な面談等により、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へと繋ぐ等の対応を行います。	福祉課

③ 生活困窮を抱えた児童生徒に対する支援

経済的な困難を抱えている等、生活困窮世帯が抱える様々な問題は、その家庭で成長する子どもや若者の自殺のリスクを高める要因になるため、子どもの貧困対策の推進に関する施策を展開していくことが必要です。

【事業名】 事業内容	担当課
【生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)】 生活保護世帯の中学生を対象に学習の場所や機会を提供し、学習への習慣を身につけ自立へ繋げ、学力向上以外にも家庭や学校で抱える問題などを察知し、家庭生活での支援を行います。	福祉課

<p>【多子世帯子育て支援給付金事業】</p> <p>市内で子どもを3人以上育てている保護者に対し、第3子以降の未就学児1人につき5万円を交付します。経済的補助のみでなく、給付金の申請時に当事者との直接的な接触機会により、対象世帯の抱える問題の早期発見と対応へ繋げます。</p>	<p>福祉課</p>
--	------------

④ 妊娠・出産から就学後までの一貫した切れ目のない支援の推進

妊娠・出産から就学後までの期間における一貫した切れ目のない支援体制を構築し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【子ども・子育て支援事業計画の策定・推進】</p> <p>【子ども・子育て会議】</p> <p>子育て支援を行う関係者や団体同士が連携を深めていくことで、地域の関係者が子どもたちからのSOSを受け止め、必要な支援を提供するための基盤整備を行います。</p>	<p>福祉課</p>
<p>【放課後児童健全育成事業】</p> <p>就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブ施設等において適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>【産後うつ対策事業】</p> <p>産婦健診（2週間・1箇月）、新生児訪問、3～5箇月児健診等の機会に産後うつのチェックを行い、ハイリスク産婦に対し、早期支援を実施します。</p>	<p>健康保険課</p>
<p>【産後ケア事業】</p> <p>産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険があるため、出産後サポートを得られにくい産婦に対し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図ります。</p>	<p>健康保険課</p>

3 評価指標

本計画の評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況をまとめて、その進捗状況を日置市いのち支える自殺対策推進本部、日置市いのち支える自殺対策推進協議会（仮称）に報告の上、その後の取り組みについての協議を行い、P D C A サイクルにより計画を推進していきます。

主な施策分野	指標の内容	目標値等
ネットワークの強化	日置市いのち支える自殺対策府内連絡会議	年 1 回
	日置市いのち支える自殺対策推進協議会（仮称）	年 1 回
人材の育成	民生委員・児童委員・保健推進員・母子保健推進員・保育士・介護支援専門員等へのゲートキーパー研修	2023 年度までに各 1 回
	市職員のゲートキーパー研修	2023 年度までに全職員
啓発と周知	こころの健康づくり講演会	年 1 回
	市広報誌での啓発	年 1 回
生きることの促進要因への支援	未遂者への相談窓口カードの配布	2019 年度までに実施
	こころの相談会実施数	年 4 回以上
	「筋ちゃん広場」の実施自治会数	2023 年度までに全自治会の 80%
S O S の出し方教育	S O S の出し方教育実施学校数	2023 年度までに全中学校

第5章　いのち支える自殺対策の推進体制

1 推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、自殺対策を総合的に推進するため、行政や関係機関、民間団体等で構成する「日置市いのち支える自殺対策推進協議会」を設置し、関連施策との有機的な連携による総合的・効果的な自殺対策を推進します。

また、庁内横断的な自殺対策の推進体制を確立するため「日置市いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、計画の進行管理を行うとともに、情報の共有、連携強化を図り、計画に沿った事業を推進します。

2 進行管理

計画の取組状況や目標の達成状況について、日置市いのち支える自殺対策推進本部において、点検・評価し、問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直し及び改善を行います。